

## 報告第 1 1 号

### 専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

北本市長 三 宮 幸 雄



## 専 決 処 分 書

北本市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例について、  
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、  
別紙のとおり専決処分する。

令和７年１０月２７日

北本市長 三 宮 幸 雄



## 北本市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

北本市建築基準法等関係手数料条例（令和 7 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 4 項中「第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項」に改め、同表第 2 5 項中「第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 2 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。